

利用料金（訪問介護サービスリアン）

【訪問介護】

2-1 基本料金

(1) 介護サービス基本料金（法定金額）・・・訪問介護費 (単位：円/回)

訪問介護の類型	負担割合	20分以上 45分未満	30分未満	45分以上	30分～ 1時間	1時間～ 1時30分
身体介護が中心	1割	—	244	—	387	567
生活援助が中心	1割	179	—	220	—	—

注) 1 一定以上の所得のある方は、2割負担または3割負担となります。(2)の加算費用についても同様です。以下、特に記載のない場合は1割負担の金額を示します。2割負担の方の場合は2倍の金額、3割負担の方の場合は3倍の金額に読み替えます。負担割合については介護保険負担割合証に記載の負担割合となります。

2 早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増しとなります。深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

3 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

4 サービスの必要上またはやむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金（2倍の金額）となります。

5 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担（10割負担）となります。

(2) 介護保険加算費用（法定費用）（該当する場合にご負担いただきます。）（単位：円/日）

初回加算	200円	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合にご負担いただきます。
緊急加算	100円	利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合にご負担いただきます。
特定事業所加算（I）	20%	一定割合以上の介護福祉士等が在籍していること、所定の研修を実施していること等により、(1) 介護サービス基本料金と (2) 加算費用の合計金額の20%に相当する金額をご負担していただくものです。
介護職員等処遇改善加算（I）	24.5%	法律に基づき、(1) 介護サービス基本料金と (2) 加算費用の合計金額の24.5%に相当する金額をご負担していただくものです。

※金額表示は1割負担の場合の金額です。2割負担は2倍、3割負担は3倍の金額になります。

※パーセント表示のある加算は、1・2・3割負担とも同率です。

注) 6 介護保険法が改正された場合、変更された額に合わせて、利用料金は変更されます。

【訪問型サービス】

2-1 基本料金

(1) 介護サービス基本料金（法定金額）・・・訪問型サービス（保険者：山梨市・甲州市）

利用区分	料金（1割負担の場合）	対象者
週に1回	287円/回（月4回まで） 1,176円/月（5回以上）	事業対象者又は 要支援1・2の認定を受けた方
週に2回	287円/回（月5～8回まで） 2,349円/月（9回以上）	
週に2回を超えた 場合	287円/回（月9～12回まで） 3,727円/月（13回以上）	事業対象者又は 要支援2の認定を受けた方

注) 1 一定以上の所得のある方は、2割負担または3割負担となります。(2)の加算費用についても同様です。以下、特に記載のない場合は1割負担の金額を示します。2割負担の方の場合は2倍の金額、3割負担の方の場合は3倍の金額に読み替えます。負担割合については介護保険負担割合証に記載の負担割合となります。

2 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担（10割負担）となります。

3 認定区分が自立と判定された方など介護保険の給付対象外となった方については、【全額自己負担サービス：ライフキーパー】の料金を請求させていただきます。

4 ひと月の提供回数が一定数を超え月額料金となる場合、以下のいずれかに該当するときは日割り計算となります。

- ① 要介護から要支援または事業対象者に変更になった場合
- ② 要支援または事業対象者から要介護に変更になった場合
- ③ 事業所を変更した場合
- ④ 月の途中に介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護症を利用した場合
- ⑤ 介護予防短期入所生活介護または介護予防短期入所療養介護を利用している方が、当該サービスの利用日以外に訪問型サービスを利用する場合

(2) 介護保険加算費用（法定費用）（該当する場合にご負担いただきます。）（単位：円/日）

初回加算	200円	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合にご負担いただきます。
介護職員等処遇改善加算（I）	24.5%	法律に基づき、(1) 介護サービス基本料金と(2) 加算費用の合計金額の24.5%に相当する金額をご負担していただくものです。

※金額表示は1割負担の場合の金額です。2割負担は2倍、3割負担は3倍の金額になります。

※パーセント表示のある加算は、1・2・3割負担とも同率です。

注) 5 介護保険法が改正された場合、変更された額に合わせて、利用料金は変更されます。

【訪問型サービスA】

2-1 基本料金

(1) 介護サービス基本料金 (法定金額)・・・訪問型サービスA (保険者：山梨市)

利用区分	料金 (1割負担の場合)	対象者
30分未満	142円	事業対象者又は要支援認定者のうち介護予防ケアマネジメントによりサービスが認められた方
30分以上60分未満	249円	
60分以上90分未満	380円	

注) 1 一定以上の所得のある方は、2割負担または3割負担となります。(2)の加算費用についても同様です。以下、特に記載のない場合は1割負担の金額を示します。2割負担の方の場合は2倍の金額、3割負担の方の場合は3倍の金額に読み替えます。負担割合については介護保険負担割合証に記載の負担割合となります。

2 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担 (10割負担) となります。

(2) 介護保険加算費用 (法定費用) (該当する場合にご負担いただきます。) (単位：円/日)

初回加算	200円	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合にご負担いただきます。
------	------	---

※2割負担は2倍、3割負担は3倍の金額になります。

注) 3 介護保険法が改正された場合、変更された額に合わせて、利用料金は変更されます。

【訪問介護】【訪問型サービス】【訪問型サービスA】 共通

2-2 キャンセル料

サービスの利用をキャンセルする場合は、すみやかに事業所までご連絡 (電話) ください。利用予定日前日の17:30までにキャンセルの連絡がなかった場合は下記のキャンセル料をご負担していただきます。(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は除きます。)

連絡の時刻	キャンセル料
サービス利用日前日の17:30まで	無 料
サービス利用日前日の17:30以降 サービス利用日当日	利用料金10割負担の金額の10%
キャンセルの連絡無し又は訪問時不在	利用料金10割負担の金額の20%

注) 1 1か月のうちで予定 (計画) されていたサービス全てがキャンセルとなった場合には、予定 (計画) されていたサービスの利用料金全額 (自己負担分) をご負担していただ

く場合があります。(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は除きます。)

- 2 利用者またはご家族の都合による度重なるサービスのキャンセルがある場合には、契約解除を行う場合があります。(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は除きます。)

2-3 利用料金の支払い方法

利用料金は、1か月ごとに計算し、翌月の15日までにご請求いたしますので、請求された月の25日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

- (1) 利用者又はご家族の銀行口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関 山梨中央銀行

※口座振替(引落し)手数料は法人負担とさせていただきます。

※口座振替依頼書の契約者名は利用者様ご本人のお名前をお願いします。

- (2) 指定口座への現金振込み

山梨中央銀行 牧丘支店 普通預金 口座番号 199195

口座名義 社会福祉法人 壽光会(じゅこうかい)

※振込名義は利用者様ご本人のお名前をお願いします(振込手数料は利用者様負担)。

- (3) 現金払い

安全管理上及び事故防止のため、原則として(1)又は(2)の方法をお願いしていますが、やむを得ない事情により困難な場合は事業所の訪問介護員等が利用者の自宅を訪問した際に現金でお支払いいただくこともできます。(この場合はお釣りのないようをお願いします。)

※正当な理由なく利用料金を滞納された場合は、事業者による利用契約の解除権に該当し、サービスの利用は中止となります。利用料金は約束の期日までに確実にお支払いください。